

指定管理施設の評価基準に係る指針

平成 30 年 6 月 4 日

二戸市総務政策部財政課財産管理室

指定管理施設の評価基準に係る指針

平成 27 年 8 月 21 日策定

平成 30 年 6 月 4 日改訂

第 1 策定目的

「指定管理者制度」は、民間企業等の経営ノウハウや能力を市有施設の管理運営に活用することにより、維持経費コストの削減や市民サービスの質的向上を図るために実施するものである。

「指定管理者制度」をより有効的に活用していくためには、市が、指定管理者の管理運営状況について客観的で適切な評価を行うとともに、その結果を還元しながら、よりよい管理方法へと改善していくことが必要不可欠である。

以上のことをふまえ、数値等の客観的な実績を使って指定管理施設の適切な評価を行う方法について定めるものである。

第 2 施設評価の方針

市が指定管理制度を導入している施設は数多くあり、それぞれの施設に求められる役割や期待される取り組みについては、多種多様である。

このことから、指定管理施設を一まとめでとらえ、その全てに対し画一的な評価を行うのは正しいとは言えない。

そこで、二戸市では、各施設を 4 つのグループに分け、それぞれのグループに応じた適切な評価を行うこととする。

第 3 グループ分類の基準

各施設を性質によって以下の 4 つにグループ分けする。

I 単なる施設管理に留まるのではなく、取り組み方法の工夫やイベント企画等により、「集客力」や「収益力」を高めてもらいたい施設

II 収益力を高めることは必ずしも期待しないが、「集客力」を高めてもらいたい施設

III 集客力や収益力を高めることは必ずしも期待しないが、「公益的団体の本拠」としての機能や「市業務のサポート」を期待する施設

IV I～IIIまでの要件に合致しない施設

具体的には、地域住民が主たる利用者であり、地元で管理を行う地域公民館的な性質を持つ施設である。

第 4 各グループごとの重点評価項目について

各グループごとの特性を考慮しながら、特に精査が必要な項目についてまとめたもの

が以下の表である。

グループ	集客力評価 (利用状況)	事業実施状況 (管理状況、その他、市の評価)	収支状況 (収支状況)	その他
I	精査要	精査要	精査要	収益状況についても精査し、市の総合評価に反映させる
II	精査要	精査要	—	—
III	—	精査要	—	—
IV	—	—	—	—

※ 評価欄が「—」となっている箇所については、原則としてA評価とする。

※ ただし、管理者の瑕疵による事故や不具合等が生じた場合、「対内的な処理で済んだ場合はB評価」、「抜本的な解決が必要なため対外的な処理が必要となった場合はC評価」とする。

※ 精査が必要ない項目についても、必ず記入すること。

第5 具体的な評価方法

ア) 「管理状況」の評価について

まず、評価表における各指標項目ごとに以下の基準で採点する。

S (+2点)：協定書に盛り込まれている事項に加え1つでも自主的な取り組みを行っている。

A (+1点)：協定書どおりにこなしている。

B (0点)：一部に協定書による指示に満たない点(とき)があったとき。

C (-1点)：瑕疵による事故や不具合等があった場合。

次に、指標項目1項目あたりの平均点を算出し、以下のとおり評価する。

○管理状況の評価基準(全15項目)

S：平均点1.5点以上

A：平均点1.0点以上

B：平均点0.5点以上

C：平均点0.5点未満

※ただし、1項目以上に「C」判定がある場合は、一段階低い評価とする。

(S⇒A、A⇒B、B⇒C)

※評価は、小数点第3位を四捨五入し得られた小数点第2位までの数字をもって評価することとする。

イ) 利用状況の評価について

評価年度を除く直近3年の平均利用者数(目標数)を基準にして、以下のとおり評価する。

(※達成割合＝「評価年度の利用者数」 / 「平均利用者数 (目標数)」とする)

S : 達成割合が 1.1 以上

A : S, B, C に該当しない場合

B : 達成割合が 0.9 を超え 1 未満

C : 達成割合が 0.9 以下

※ただし、過去 3 年に(大きな大会・会議等)特殊事情があったことが原因で、利用者数が大きく変動したことが認められる場合は、評価の繰り上げ又は繰り下げをするものとする。

例① : 過去 3 年に特殊事情があったことが原因で、達成割合が高くなっていることが認められる場合。(S⇒A、S⇒B、A⇒B、B⇒C など)

例② : 過去 3 年に特殊事情があったことが原因で、達成割合が低くなっていることが認められる場合。(C⇒B、C⇒A、B⇒A、A⇒S など)

※評価は、小数点第 3 位を四捨五入し得られた小数点第 2 位までの数字をもって評価することとする。

ウ) 収支状況の評価について

収支差額 (指定管理委託料や使用料・団体からの繰入金を含む) に応じて、以下の区分で評価を行う。

S : 収入/支出が 1.1 以上の場合

A : $1.0 \leq$ 収入/支出 < 1.1 の場合

B : 収支差は赤字だが、指定管理受託期間内で収支差を相殺できる場合

C : 収支差が赤字で、市から追加の補填が必要となる場合

※評価は、小数点第 3 位を四捨五入し得られた小数点第 2 位までの数字をもって評価することとする。

エ) 「その他」の評価について

まず、評価表における各指標項目ごとに以下の基準で採点する。

S (+2 点) : 協定書に盛り込まれている事項に加え 1 つでも自主的な取り組みを行っている。

A (+1 点) : 協定書どおりにこなしている。

B (0 点) : 一部に協定書による指示に満たない点 (とき) があったとき。

C (-1 点) : 瑕疵による事故や不具合等があった場合。

次に、指標項目 1 項目あたりの平均点を算出し、以下のとおり評価する。

その他の評価基準 (9 項目)

S : 平均点 1.5 点以上

A : 平均点 1.0 点以上

B : 平均点 0.5 点以上

C : 平均点 0.5 点未満

※ただし、1 項目以上に「C」判定がある場合は、一段階低い評価とする。

($S \Rightarrow A$ 、 $A \Rightarrow B$ 、 $B \Rightarrow C$)

※評価は、小数点第3位を四捨五入し得られた小数点第2位までの数字をもって評価することとする。

第6 評価結果の取り扱いについて

指定管理制度を引き続き行うためには、透明性が高い評価制度を行うとともに、市としての説明責任を果たすことにより、市民からの理解や協力を得ることが重要である。

上記の考え方のもと、調査・とりまとめを行った評価内容については、前年度分の評価について、準備が整い次第、ホームページ等を通じ公表するものとする。